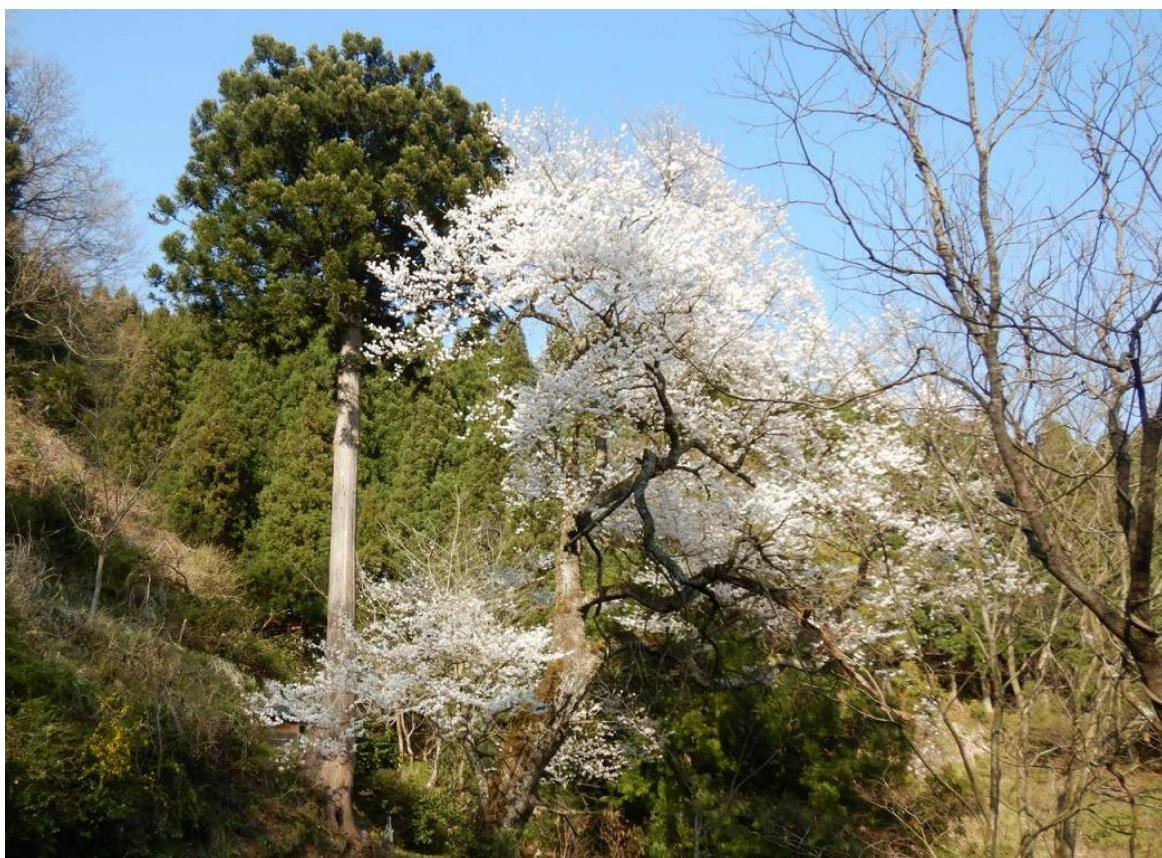


鯖江市 森づくり計画

(鯖江市 森林整備計画変更計画書)

自 令和 3年 4月 1日
計画期間
至 令和 13年 3月 31日



上河内の薄墨桜

令和 7 年 3 月

福井県鯖江市

鯖江市森林整備計画変更理由

1 変更理由

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、鯖江市森林整備計画の一部を変更する。

2 変更時期

令和7年4月1日から適用する。

3 変更項目

第3 森林整備の方法に関する事項

6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 路網の整備に関する事項

③ 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(イ) 基幹路網の整備計画

(表に尾花線を追加、合計の変更)

第4 森林の保護に関する事項

1 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

① 区域の設定

(表の面積を変更)

■ 付属資料

鯖江市森林整備計画概要図

(計画林道に尾花線を追加)

目 次

| | |
|---|------------|
| 第1 鮎江市の森林・林業の現状と課題 | · · · · 1 |
| 1. 国内外及び県の情勢 | · · · · 1 |
| 2. 鮎江市の現状と課題 | · · · · 3 |
| 第2 森林の整備に関する基本的な事項 | · · · · 7 |
| 1. 森林整備の基本方針 | · · · · 7 |
| 2. 森林施業の合理化に関する基本方針 | · · · · 12 |
| 3. 災害に強い森づくりの基本方針 | · · · · 12 |
| 第3 森林整備の方法に関する基本方針 | · · · · 13 |
| 1. 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | · · · · 13 |
| 2. 造林に関する事項 | · · · · 17 |
| 3. 間伐を実施すべき標準的な材齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準 | · · · · 21 |
| 4. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | · · · · 22 |
| 5. 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同 化の促進に関する事項 | · · · · 28 |
| 6. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | · · · · 29 |
| 7. その他森林整備の方法に関し必要な事項 | · · · · 33 |
| 第4 森林の保護に関する事項 | · · · · 36 |
| 1. 鳥獣害の防止に関する事項 | · · · · 36 |
| 2. 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 | · · · · 37 |
| 3. その他森林の保護に関する事項 | · · · · 38 |
| 第5 森林の保健機能の増進に関する事項 | · · · · 39 |
| 1. 保健機能森林の区域 | · · · · 39 |
| 2. 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の 施業の方法に関する事項 | · · · · 40 |
| 3. 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | · · · · 40 |
| 4. その他必要な事項 | · · · · 41 |
| 第6 その他森林の整備のために必要な事項 | · · · · 42 |
| 1. 森林経営計画の作成に関する事項 | · · · · 42 |
| 2. 生活環境の整備に関する事項 | · · · · 43 |
| 3. 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | · · · · 43 |
| 4. 森林の総合利用の推進に関する事項 | · · · · 43 |
| 5. 住民参加による森林の整備に関する事項 | · · · · 43 |
| 6. その他必要な事項 | · · · · 44 |

第1 鮎江市の森林・林業の現状と課題

1 国内外及び県の情勢 2 鮎江市の現状と課題

1 国内外及び県の情勢

(1) 世界的に減少する森林

2010年から2020年までの10年間に、年平均470万ha（日本の国土面積の約12%）の森林が減少しています。特に、アフリカや南米では、主に熱帯林の伐採により大規模に森林が減少し、地球温暖化、生物多様性の損失、砂漠化の進行等、地球規模での環境問題をさらに深刻化させるおそれがあります。

(2) 森林整備や保安林指定を通じた森林吸収源対策

京都議定書に基づく温室効果ガス6%削減約束のうち、森林の吸収源対策によって3.8%を確保することが平成20年の閣議で決定されています。現在（令和2年）は京都議定書における第2約束期間であり、年平均の森林吸収量を3.5%確保に向け対策を実施しています。

パリ協定においては、令和12年度（2030年度）の日本の温室効果ガス削減目標は2013年の水準で26.0%、そのうち森林吸収量を2.0%としています。

(3) 日本の木材自給率

令和3年の木材自給率は41.1%となり、平成23年から上昇を続けています。

(4) 森林・林業基本計画

令和3年、林野庁は、日本の森林・林業施策の基本方針を定める「森林・林業基本計画」を新たに策定しました。

【基本的な方針】

- 資源の循環利用による林業の成長産業化
- 原木の安定供給体制の構築
- 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出
- 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創出
- 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

<木材供給量の目標>

（単位：百万m³）

| | H26 (実績) | R2 (目標) | R7 (目標) |
|-------|-------------|------------|------------|
| 木材供給量 | 24 | 32 | 40 |

(5) 福井県の森林・林業の目指す方向

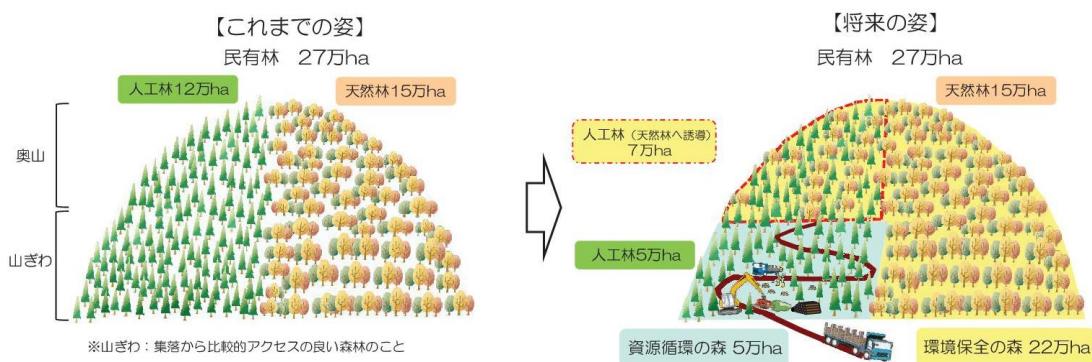
平成21年4月1日に「福井県森づくり条例」が施行されました。条例では、県の責務として、森づくりに関する施策を策定し、実施することとし、市町や森林所有者、森林組合、県民の役割として、県の施策に協力することなどと定めています。

福井県は、この条例に基づき平成27年3月に「ふくいの森林・林業基本計画」を策定しました。その後5か年が経過し、森林・林業を取り巻く情勢が変化したことから見直しを行い、令和2年度に改定しました。この計画は、県内の民有林について、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」と、森林の多面的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備に推進します。

また、これらを実現するために3つの重点プロジェクトを掲げています。

<3つの重点プロジェクトの内容>

1. 森を活かすプロジェクト
2. 木を活かすプロジェクト
3. 森に親しみ、森を守るプロジェクト



2 鮎江市の現状と課題

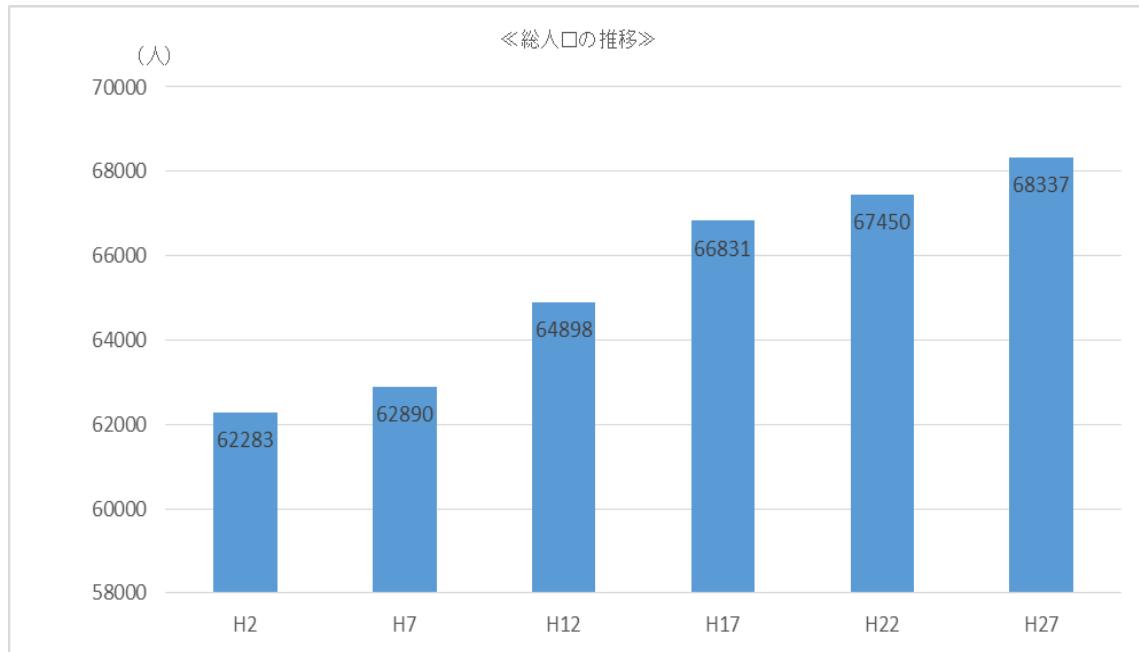
(1) 鮎江市の概況

鮎江市は福井県のほぼ中央に位置し、北は福井市、南は越前市、東は福井市と池田町、西は越前町に隣接しています。東西は 19.2 km、南北は 8.3 km にわたり、面積 8,459 ha の行政区域を有しています。その内森林面積は約 37.2% の 3,148 ha を占め、その内訳は、民有林 3,131 ha、国有林 17 ha となっています。

市のやや西部を南北に日野川が流れています、東方から西に流れる河和田川が、南方から流れる鞍谷川と合流し浅水川となって、この日野川に合流しています。東部は越前中央山地に三方を囲まれた盆地、中央部は西山（長泉山）を中心とした丘陵地、西部は丹生山地に裾を広げる平野となっており、越前平野の一部を形成しています。中央の丘陵地を中心に西は日野川から東に国道8号沿線にかけて南北に市街地を形成しています。

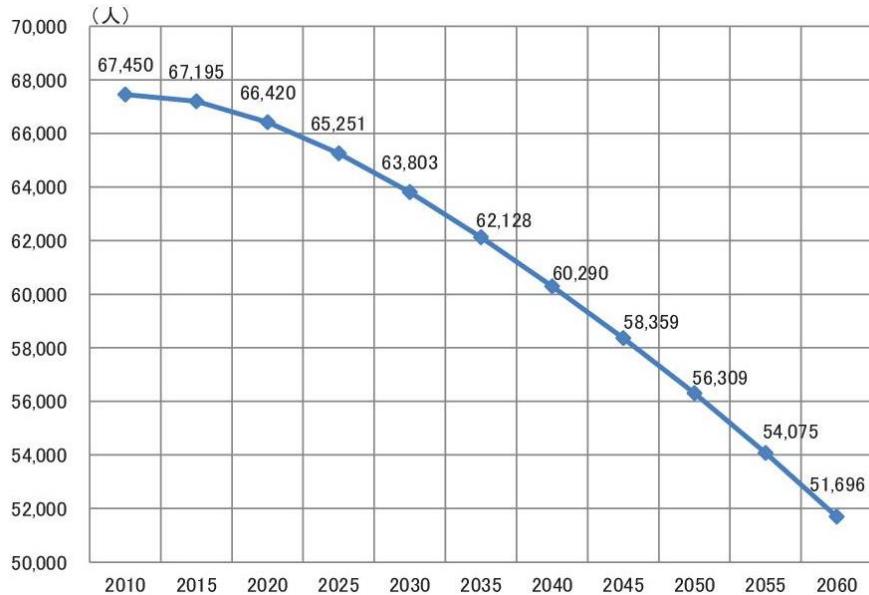
人口は 69,339 人（2020年4月1日現在）で、早い段階で都市のインフラや公共施設の整備が進み、住みやすく、働きやすい環境の下、県下で唯一人口が増加しています。しかしながら、今後、高齢化が加速する人口減少時代に突入することが推測されています。

〔鮎江市人口の推移〕



〔資料：国勢調査〕

[鯖江市の将来人口推計]



[資料：社人研「日本の地域別将来推計人口」]

[世帯数、世帯規模の推移]

(単位：世帯)

| | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数 | 16,053 | 16,919 | 18,598 | 20,177 | 21,018 | 22,335 |
| 世帯規模 | 3.88 | 3.72 | 3.49 | 3.31 | 3.21 | 3.00 |

[資料：国勢調査]

鯖江市は“ものづくり”産業のまちであり、国内9割、世界2割のシェアを誇る“眼鏡産業”を始め、繊維王国福井の中核を担う“繊維産業”、1500年の伝統を誇る“漆器産業”的三大地場産業が地域を支えています。農業においては、西部東部の米作地帯で土地基盤整備事業が完了し、暗渠排水による水田の乾田化により水田の高度利用を図っています。産業別就業者数の推移では、第1次産業に就業する人は減少の一途をたどっており、担い手の確保は大きな課題です。職業人としての技術力の高い担い手と、市民ボランティアや余暇活動として第1次産業に従事する担い手などの多様な担い手の確保が必要になってきます。

[産業別就業者数の推移]

(単位：人)

| | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総就業者 | 33,848 | 34,825 | 35,125 | 34,983 | 33,173 | 33,973 |
| 第1次産業 | 1,063 | 941 | 625 | 627 | 580 | 622 |
| 第2次産業 | 18,959 | 18,253 | 17,711 | 15,562 | 13,625 | 13,630 |
| 第3次産業 | 13,826 | 15,631 | 16,789 | 18,794 | 18,968 | 19,721 |

[資料：国勢調査]

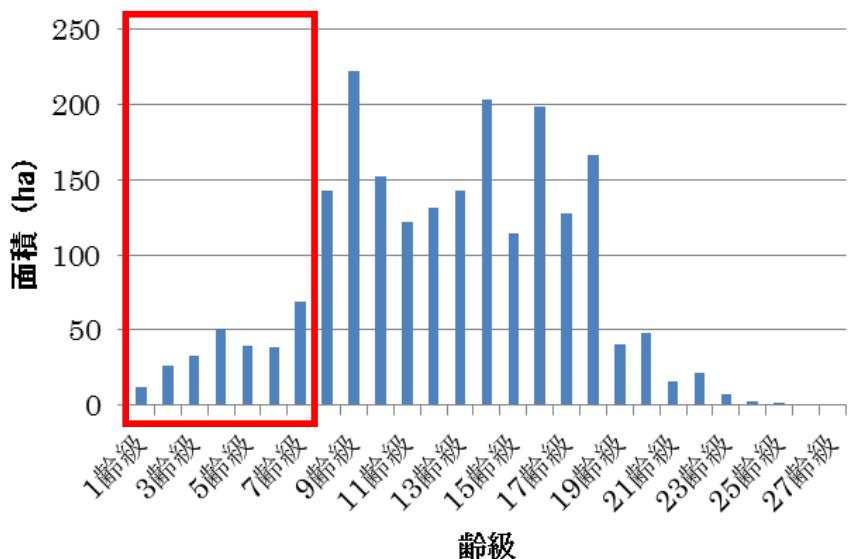
自然環境としては、東部地区の三里山が生物多様性を保全する上で重要な里地里山として、「福井県重要里地里山」に選定されており、県域絶滅危惧種のアオバズクやサンコウチョウなど29種が確認されています。また、中央地区の中央部は西山公園、北部には大谷公園が身近に自然と触れ合える施設として整備されています。西部地区の日野川から三床山付近では冬水たんぼが行われ、コハクチョウが越冬地として利用しています。このほか弁財天山古墳群、三ツ峰城址、文殊山などは歴史文化とともに身近な自然が楽しめます。河和田地区では、越前中央山地からなる上河内の山林から別司町にかけての河和田川流域をオシドリが生息地として周年利用し、スギやマツの大径木を樹洞として利用していることが確認されています。環境市民条例により、中山公園付近の金谷川をゲンジボタル、別司町のオシドリの環境保全区域として設定しています。他方、いずれの山際集落においても、イノシシやクマ等が出没するなど鳥獣被害が発生しており、特に西部地区ではサルの被害が深刻化しています。また、シカの被害も確認されており、今後も鳥獣害対策は大きな課題となって行くことが予想されます。

(2) 鯖江市の森林・林業の現状と課題

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、奥地の広葉樹が林立する天然生の林分構成になっています。

特にスギを主体とした民有林の人工林の面積は2,126haであり人工林率は67.9%になっています。しかし35年生以下の若い林分は229.2haで、人工林に占める割合は10.8%と少なく、今後は育成、間伐、主伐を適正に実施し、主伐期に向け守り育てるから、上手に伐って使えるよう、生活者の視点を取り込みつつ、価値の高い地域材の利用を推進していくことが重要になっています。

[人工林の林齢別面積]



また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから地域ごとに以下のような課題があります。

河和田地区は、周囲が山に囲まれた盆地で古くから地場産業の越前漆器が盛んなところであり、また、林業も盛んな地域で「河和田スギ」という名称で呼ばれ、良質のスギの産地として知られています。これを利用していくため計画的な育成、間伐、主伐を適正に実施していくことが重要となっています。「ラポーゼかわだ」周辺は、自然環境に配慮しつつ、植栽、保育、改良等の人為的施業を行い、多種多様な森林造成等を図ることにより、既存の体験滞在型施設と一体となった「森林の自然と空間」を最大に考慮し、健康促進の場として推進することが望まれています。

東部地区の片上地区の文殊山周辺と北中山地区の三ツ峰については、森林空間活用、森林浴、森林レクリエーション等保健機能の高い森林が多く、残在している広葉樹林帯については、森林とのふれあいの場として活用が期待されています。北中山地区については、森林面積は556haで人工林の面積は332haであり、林齢50年以上が多く計画的な保育よりも、間伐、主伐を適正に実施していくためにも作業道の整備が急務となっています。

西部地区及び東部地区の三里山周辺は、鯖江市の中心部に近く、森林は地域住民の生活に密着した里山が主で広葉樹の自然林が多く自然環境に適応した整備が必要となります。

【河和田杉】

材質が赤身で杁目が美しく、大径材生産で芯却材（柱・桁用）と内装材に使われています。現在は広く、福井材といわれています。

第2 森林の整備に関する基本的な事項

- 1. 森林整備の基本方針**
 - 2. 森林施業の合理化に関する基本方針**
 - 3. 災害に強い森づくりの基本方針**
-

1 森林整備の基本方針

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能及び木材等生産機能の7つの機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、市内の森林を水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林、木材生産機能林の5つに区分し、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備及び保全の確保に当り、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりです。なお、特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとします。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動

に適した施設が整備されている森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量の高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

片上地区、北中山地区、河和田地区や三里山などについては、水源涵養又は山地災害防止機能の維持増進を図るため、高齢級の森林への誘導や伐採による裸地面積の縮小及び分散を基本とした森林施業を推進します。また、森林の現況などに応じて、計画的な育成、間伐、主伐を適正に実施し複層林、長伐期施業への誘導・維持を主体とした森林施業を推進します。

鯖江地区などについては、自然環境の保全を図るため、天然力の活用を基本とした天然林施業を推進します。この場合、野生生物の生息地の減少・分断を防ぐため、森林の連続性に配慮するものとします。

鯖江地区や県立鯖江青年の家付近などの周辺の森林については、既存の体験滞在型施設と一体となった「森林の自然と空間」を最大に考慮し、健康促進の場として景観を維持するため天然林の保全を推進します。

河和田地区は、古くから地場産業の越前漆器が盛んであり、林業も「河和田スギ」という名称の、良質のスギの産地として知られています。こうしたことから、計画的な育成、間伐、主伐を適正に実施していくことが重要で、木材の安定的生産、森林資源の維持に留意し、適切な造林、保育および間伐の実施を推進します。また、恵まれた自然環境を有し、地域の重要な観光資源としても位置づけられていることから、森林整備を通じ積極的な活用を図ります。

（2）森林の整備及び保全の基本方針

（ア）森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林 GIS の精度向上や効果的な活用を図ることとします。具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位

として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林及び木材生産機能林の5つの区域に区分します。

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐及び主伐・再造林の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病害虫・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、効率的な森林施業や森林の適正な管理・経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着とともに、施業の集約化に努めるものとします。

(イ) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備及び保全の方針

① 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るものとします。また、自然条件や住民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進するものとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

② 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、災害に強い県土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するものとします。また、

自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進するものとします。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とします。

③ 生活環境保全機能林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。

④ 保健文化機能林

觀光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進します。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。

⑤ 木材生産機能林

県民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進するものとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(参考) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備推進方向

| 項目 | 水源涵養機能林 山地災害防止機能林 | 生活環境保全機能林 保健文化機能林 | 木材生産機能林 |
|---------------------------|---|---|--|
| ○基本方向 | ・高齢級の森林への誘導及び伐採に伴う裸地面積の縮小・分散 | ・自然環境等の保全・創出 | ・効率的・効果的な木材資源の活用 |
| ○主な施業と誘導方向 (育成単層林) | ・針葉樹单層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理 | ・針葉樹单層林(里山等の緩傾斜、高生長量)は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理 | ・針葉樹单層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理 |
| (育成複層林) | ・針葉樹单層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理 | ・都市近郊や里山林等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 | ・針葉樹单層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齡・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹单層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助等により複層状態の森林へ誘導 |
| (天然生林) | ・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより適切に保全・管理 | ・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理 | ・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理 |

(ウ) 環境保全の森及び資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

① 環境保全の森

- ・発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林
- ・発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

② 資源循環の森

木材持続的な生産を主目的とする次の基準（目安）をすべて満たす人工林

- ・標高 800m 未満（スギの場合。樹種により異なる。）
- ・傾斜 35 度未満
- ・林道からの距離 500m 未満
- ・普通林又は禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況がよく、林道から近い森林は「資源循環の森」としていきます。

(参考) 各区分の区域の考え方

| 区分 | 発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林) | 森林の有する機能 |
|-------------|-------------------------------|---|
| 環境林保全 の森 | ・木材生産機能林 | ・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 |
| | ・水源涵養機能林 | ・主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林 |
| | ・山地災害防止機能林 | ・主として山地災害防止／土壌保全機能の維持発揮を図る森林 |
| | ・生活環境保全機能林 | ・主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林 |
| | ・保健文化機能林 | ・主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林 |
| 資源循環の 森 | | ・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する) |

2 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林所有形態は、小規模分散型であるため森林所有者、森林組合等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業を集約化し、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進及び県産材の流通・加工体制の整備などを総合的に推進します。

3 災害に強い森づくりの基本方針

平成16年に発生した福井豪雨の教訓を生かし、市民生活の安全を確保する観点から、災害に強い森づくりのための森林施業を積極的に推進します。

具体的には、次の項目に留意し、森林整備を進めるものとします。

- ① 草地等未立木地における森林の造成促進
- ② 生育不良な林分における林相の改良
- ③ スギ等人工林における間伐等の実施を通じた根茎発達の促進や広葉樹等の下層植生の充実の推進

また、土石流に伴い発生する流木を防止するため、次の項目に留意し、森林管理に努めるものとします。

- ① 溪畔部における立木の根張りの発達促進のための間伐等の推進
- ② 河川、溪流部の間伐の処理方法
- ③ 豪雨時の洪水水位以下の区域への植栽の回避

第3 森林整備の方法に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
(間伐に関する事項を除く。)
 - 2 造林に関する事項
 - 3 間伐を実施すべき標準的な材齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 7 その他森林整備の方法に関し必要な事項
-

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢は、下記のとおりとします。

標準伐期齢は標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断します。また、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討していくものとします。

単位（伐期齢：年）

| 地 区 | 樹 種 | | | | | |
|-------|-----|-----|----|--------|-----------|--------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | ブナ・ミズガ | ケヤキ | その他広葉樹 |
| 鰐江市全域 | 40 | 45 | 40 | 65 | 100 以上 | 25 |

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整政第1157号）及び「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する多面的機能の維持増進を基本とし、次に示す施業の方法に従って適切に行うものとします。

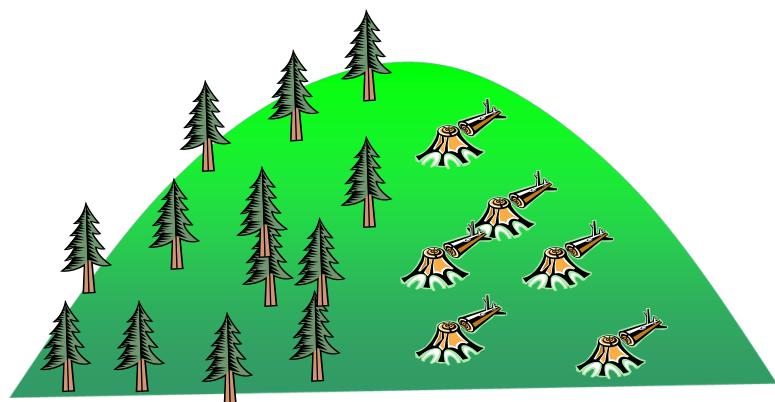
立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設けて適切な更新を図るものとします。

〔皆伐のイメージ図〕

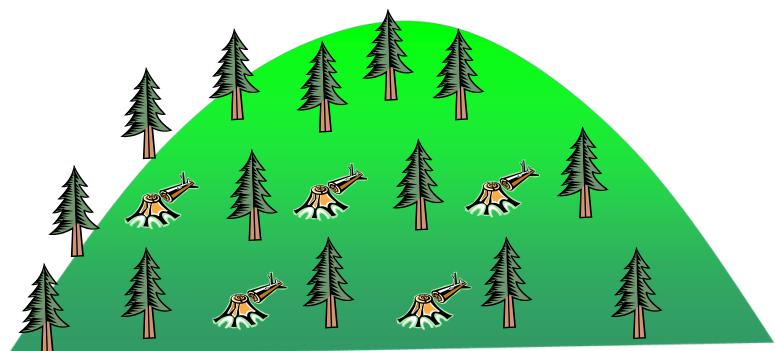


【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として材積伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

[抾伐イメージ図]



なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の a)から f)までに留意します。

- a) 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について保残等に努めるものとします。
- b) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとします。
- c) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- d) スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとします。
- e) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- f) 流路化・泥濘化の防止、枝条・残材の整理、集材路の整理等、適切な森林の保全措置を講ずるものとする。

(参考)

① 育成单層林施業

気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系からみて、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林については、次の事項に留意の上、実施するものとします。

- (ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の発揮に対する影響度を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積は概ね 20ha 以内とともに、伐採箇所の分散に配慮し、適切な更新を図ります。
- (イ) 主伐の時期については高齢級の人工造林が急増する等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮し、森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし多様な木材需要に応じた林齢で伐採します。

② 育成複層林施業

間伐、択伐等により部分的に伐採し、複数の層を構成する森林です。

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次の事項に留意の上、実施するものとします。

(ア) 松くい虫被害林（アカマツ・クロマツ林）

松くい虫による被害林を対象とし、被害林の伐倒駆除を実施し、更新は天然更新を主体とするものとします。

(イ) 天然生広葉樹林

ブナ、ミズナラ等を主体とした天然林において、過熟な材木を対象に伐採し、森林の若返りを図り、活力ある森林へ誘導します。

また、生育途上にある森林であっても、有用な樹木を主体に生育条件の改善のために不用木を伐採し、複層林へ誘導するものとします。

(ウ) 短期二段林

水源涵養機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならぬスギ、ヒノキを対象に、主伐の数年から数十年に利用径級に達した立木を伐採し、下層に造林して短期二段林へ誘導するものとします。

なお、冠雪害等気象災害によって生じた被害木は伐採するとともに、生じた林孔へ造林し、モザイク的伐採林へと誘導するものとします。

(エ) 針広混交林

山地災害防止機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならぬスギ、ヒノキを対象に、段階的に立木を伐採し、下層に高木性広葉樹を植栽や天然更新などで複層林へ誘導するものとします。

③ 天然生林施業

主として天然力の活用により、成立させ維持する森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林については、天然下種更新法や地かき処理といった更新補助作業を行うこととします。

この場合の1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は育成複層林に準じるが、更新を確保するための伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとします。

(3) その他必要な事項

主伐期を迎える人工林（9齢級：41年生以上）が人工林全体の80%を越えることから、計画的かつ効率的な伐採を推進します。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、山ぎわなどの木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

① 人工造林の対象樹種

人工造林の植栽にかかる樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するとともに、本市の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとします。

〔人工造林の対象樹種〕

| 区分 | 樹種名（針葉樹） | 樹種名（広葉樹） |
|----------|-------------|-----------------|
| 人工造林対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ | カシ、クヌギ、ナラ類、ケヤキ等 |

(注)アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品質に限ります。

上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、在来種を中心に選定し、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すべきものとし、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとし、加えて花粉の少ない森林への転換を図るため、各種花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

② 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の標準的な方法

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表を標準として既往の植栽本数、生産目標及び施業体系や社会的要請を勘案して幅広く定めることとします。

〔人工造林の樹種別、仕立ての方法別植栽本数〕

| 樹種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本／ha） |
|-----|--------|----------------|
| スギ | 中仕立て | 2,500 |
| ヒノキ | 中仕立て | 2,500 |
| 広葉樹 | 中仕立て | 2,500～10,000 |

(注) なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等、ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとします。この際、低密度植栽の推進等の観点から、スギ等については、1ha当たり2,000から2,300本のより低コストな植栽を検討します。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

下記の作業を実施し人工造林地において確実に成林が図られるよう努めるものとします。

| 区分 | 標準的な方法 |
|--------|---|
| 地拵えの方法 | 地形に合わせ、全刈り筋置き地拵え又は、雪害防止と地力維持を図るための地拵え（階段切等）を行うものとします。 |
| 植付け方法 | 雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植え又は三角植えとします。また、植付けにあたり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げたていねい植えとします。 |
| 植付け時期 | 10月～11月の秋植え又は4月の春植えとし、早春のフェーン現象時は、植付けを避けるものとします。 |

(ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森については、特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとします。

③ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の積極的な造成を図る観点から、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新を完了するものとします。

また、抾伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を超えないものとします。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

① 天然更新の対象樹種

天然更新の樹種の選定に当たっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とします。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採及び帶状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができます。

[天然更新の対象樹種]

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 天然更新の対象樹種 | カシ類、ナラ類、ブナ類、ハンノキ類、サクラ類、カエデ類等高木性の樹種 |
| 萌芽による更新が可能な樹種 | クリ、カシ類、ナラ類、カエデ類 カツラ、シナノキ、ホオノキ、ハリギリ |

② 天然更新の標準的な方法

萌芽更新については、伐採後5年後以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、芽かきを行うこととします。

天然下種更新については、笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこととします。また、発生した稚幼樹の生育を促進するための刈出しを行なうほか、更新の不十分な箇所には、植込みを行うことで天然下種更新を確実に行なうよう努めることとします。

天然更新による標準的な天然更新補助作業の標準的な方法は次表に示すとおりとします。

[天然更新補助作業の標準的な方法]

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | 笹や粗腐食の堆積により、更新が阻害されている箇所については、かき起し等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。 |
| 刈り出し | 稚樹の生育が笹などの下層植生によって阻害される箇所については、稚樹の周囲を刈り払い、成長促進を図るものとする。 |
| 植え込み | 更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり3～5本残すものとし、それ以外のものをかきとる。 |

③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、原則として、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

④ 天然更新完了確認

天然更新完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数10,000本／haとし、その立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数3,000本／ha以上）を基準とします。

天然更新の完了確認は、福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

種子を供給する母樹が存しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林、又は周辺の伐採跡地の天然更新の状況から見て更新が図られない地域については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとします。

なお、人工林伐採跡地や未立木地、森林の早期回復に対する社会的要請がある植栽未済地にあっては、現場の状況に応じて、植栽による更新を進めるものとします。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

ただし、第 5 の 1 の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

② 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備 考 |
|------------|---|
| 1 ~ 6 6 林班 | ①天然稚樹の育成が期待できない森林。 ②斜面が急で崩壊の危険性のある森林。 ③ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。 ④森林の早期回復に対する地域住民の要請の高い森林。 |

(注) 人工林択伐地であって複層林や針広混交林に誘導する森林や、電力会社による送電線下の伐採については、現地の状況に応じて天然更新を認めるものとします。なお、天然更新が完了していないと判断される場合は、植栽等による更新を行うものとします。

(4) 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

① 更新に係る対象樹種

- ・人工造林の場合 2 の (1) の①による
- ・天然更新の場合 2 の (2) の①による

② 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2 の (2) の④ 天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

(5) その他必要な事項

該当なし

3 間伐を実施すべき標準的な材齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業です。若齢の林分では間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び保育作業については、適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的に推進していきます。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

[間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法]

| 区分 | | スギ、ヒノキ (2,500 本/ha 植栽) | | | |
|----------|-----|--|-----|-----|----------|
| | | 林齢 | 樹高 | 間伐率 | 伐採後の成立本数 |
| 間伐時期 | 初回 | 15年 | 8m | 10% | 2,100 |
| | 2回目 | 20年 | 11m | 14% | 1,800 |
| | 3回目 | 25年 | 14m | 17% | 1,500 |
| | 4回目 | 30年 | 16m | 27% | 1,100 |
| | 5回目 | 35年 | 18m | 27% | 800 |
| 間伐木の選定方法 | | 間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。 | | | |

※材積に係る間伐率は35%以下とする。

林分の生育状況により判断するが、平均的な間伐の実施時期の間隔年数については次の表を参考に決定します。

[平均的な間伐の実施時期の間隔年数]

| | |
|----------------------------|-------------|
| 標準伐期齢未満（人工植栽によるもので樹種を問わない） | おおむね 10年 |
| 標準伐期齢以上（人工植栽によるもので樹種を問わない） | おおむね 15年 |



(2) 保育の作業種別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

| 作業種 | 林齡 | 回数 | 備考 |
|------|----------------------|-------|--|
| 根踏み | 2年生 | 1回 | 融雪直後に植栽木（根浮）の根もとに土をかけてよく踏み固める。 |
| 下刈り | 2年生から | 7～8回 | 年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しいところでは、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討したうえで実施 |
| 雪起し | 3年生から | 8～10回 | 融雪後直ちに実施する。 |
| つる切り | 9年生から | 2回 | 下刈り終了後、つる類の班も状況に応じ、除伐時に合わせて行う等、適切に実施する。 |
| 除伐 | 9年生から | 2回 | 生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象に実施する。 |
| 枝打ち | 13、17、21、 25、30年生 | 5回 | 13年生頃から実施し、伐採10年までに完了する。 |

注) この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり実行にあたっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、自然条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行するものとします。

(3) その他必要な事項

除伐、間伐にあっては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその育成状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとします。

ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とともに、その区域が分かるよう明示します。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域及び公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとします。

（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林であり、地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林の整備に関する事項に基づき、第2の1に示す森林の区域を定めます。

- ① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

・区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

・施業の方法

良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする施業を推進します。

具体的には育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採年齢の延長を図るものとします。

森林の区域については、別表2により定めます。

- ② 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）、生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）又は保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

・区域の設定

次のa)～c)の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

a) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

b) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

c) 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地域、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然環境等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

・施業の方法

施業の方法として、地形、地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進します。このため、次の a) ~c) の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進するものとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進します。

a) 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表地下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で、表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤か成っている箇所、土層内に異常な帶水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等

b) 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等

c) 湖沼、渓流等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な展望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維

持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。

それぞれの森林の区域については、別表2により定めます。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に發揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上の時期とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採します。

[長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限]

| 区 域 | 樹 種 | |
|--|---------|---------|
| | ス ギ | ヒノキ |
| 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林 | おおむね80年 | おおむね90年 |

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成にあたっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、又は天然更新により実施します。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽します。なお、天然更新を選択した場合は、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認します。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業又は植栽を実施します。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めます。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されます。

(ウ) 拂伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ) の方法に加えて、拂伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帶状伐採

等の小面積皆伐によるものとします。ただし、材積伐採率についてはいずれも 30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下)とします。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定します。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行います。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するため、伐採を促進します。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行います。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行います。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

・区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材の生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めます。

また、当該区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道からの距離等の社会的条件において施業が有利な地域においては、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として同様に定めます。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は「特に効率的な施業が可能な森林」から除外されるものとする。

- (ア) 現況が広葉樹林等で、植栽によらず適確な更新が可能な森林
- (イ) 送電線下の線下伐採等、公共インフラの用に供する森林
- (ウ) 県有林等で分収造林契約等により施業方法が定められている森林
- (エ) 現況は人工林であるが、個別の現地確認により植栽によらず適確な更新が可能である旨、鯖江市が判断した森林

・施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた

主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、特に山ぎわを中心とした森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとします。

【別表1】

| 区分 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|--|--|-------------------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 【概要図参照】 | 2961.45 |
| 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 【概要図参照】 401.86 |
| | 快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | — — |
| | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 【概要図参照】 170.01 |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 【概要図参照】 | 2117.41 |
| | 特に効率的な施業が可能な森林 | 【概要図参照】 579.88 |

【別表2】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|--|---------------------------|--|---------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 【概要図参照】 | 2455.23 |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 | 上河内 83字21外29 上河内 84字55外2 上河内 81字41外17 上河内 82字41外9 上河内 80字19外31 上河内 78字35外30 上河内 92字16外32 尾花 43字10外9 | 506.22 |
| 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 | 尾花 45字19外28 尾花 53字21外5 尾花 54字14外12 | 21.37 |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 【概要図参照】 | 170.01 |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 【概要図参照】 | 380.49 |

(3) その他必要な事項

該当なし

5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

① 森林組合等による森林施業受委託の促進

不在村森林所有者の増加及び森林所有者の高齢化が進んでいる地域等にあっては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとします。

② 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位とし

組織化を図るものとします。特にコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県、市町の指導や森林組合等の協力を得て設立を進めるものとします。

③ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、県（林業普及指導員）、市町、森林組合等が連携し森林所有者に対する指導活動を強化するものとします。

④ 境界の整備など森林管理の適正化

間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、航空レーザ計測等のICT技術を活用した森林境界明確化を推進するなど森林管理の適正化を図るものとします。

（2）森林経営管理制度の活用に関する事項

① 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

② 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させます。

6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

（1）路網の整備に関する事項

① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

なお、林道等の開設に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成单層林として維持する森林などを主体に効率的な森林施業や森林の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととします。

○路線の選定及び施工

路線の選定に当たっては、風致の維持及び文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとします。

また、溪流沿いの林道においては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めます。

○自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用するものとします。

また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していきます。

次表を目安として林道（林業専用道含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとします。

〔地形傾斜に応じた作業システム及び路網密度〕

| 区分 | 作業システム | 路網密度 (m/ha) | | |
|----------------------|---------------|-------------|------|------------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |
| 緩傾斜地 (0° ~ 15°) | 車両系 作業システム | 30~40 | 65以上 | 110以上 |
| 中傾斜地 (15° ~ 30°) | 車両系 作業システム | 23~34 | 50以上 | 85以上 |
| | 架線系 作業システム | 23~34 | — | 25以上 |
| 急傾斜地 (30° ~ 35°) | 車両系 作業システム | 16~26 | 45以上 | 60 <50> 以上 |
| | 架線系 作業システム | 16~26 | — | 20 <15> 以上 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 作業システム | 5~15 | — | 5以上 |

注) 「急傾斜地」の <> 書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

さらに、路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定します。

② 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定し図示します。

③ 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

○基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等、適切な規格・構造の路網整備を図ることとし、路

網の規格・構造についての基本的な考え方としては、「林道規程」「林業専用道作設指針」「福井県林業専用道作設指針」に則り開設します。

(イ) 基幹路網の整備計画

本市に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画について、下表に定めるところにより図示します。

| 開設 / 拡張 | 種類 | 区分 | 路線名 | 延長 (m) | 利用区域面積 | 前半5年の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
|------------|------|-----|--------|--------|--------|-----------|------|----|
| 開設 | 自動車道 | その他 | 三ツ峰線 | 150m | 108ha | | ① | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 城山線 | 1,750m | 44ha | | ② | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 砥山線 | 150m | 68ha | | ③ | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 上河内間地線 | 150m | 57ha | | ④ | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 佐々ヶ線 | 350m | 49ha | | ⑤ | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 口ミツ俣線 | 350m | 35ha | | ⑥ | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 東谷線 | 350m | 58ha | | ⑦ | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 上間谷線 | 350m | 34ha | | ⑧ | |
| 開設 | 自動車道 | その他 | 巳ノ松線 | 400m | 24ha | | ⑨ | |
| 開設計 | | | 9路線 | 4,000m | 477ha | | | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 上河内尾花線 | 3,300m | 125ha | | ① | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 荒谷線 | 1,400m | 109ha | | ② | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 城山線 | 1,714m | 44ha | | ③ | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 別司線 | 200m | 28ha | | ④ | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 尾花2号線 | 200m | 22ha | | ⑤ | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 砥山線 | 150m | 68ha | | ⑥ | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | その他 | 尾花線 | 5m | 56ha | ○ | ⑦ | |
| 計 | | | 7路線 | 6,969m | 452ha | | | |

| 開設 / 拡張 | 種類 | 区分 | 路線名 | 延長 (m) | 利用区域面積 | 前半5年の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
|------------|------|-----|--------|--------|--------|-----------|------|----|
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 荒谷線 | 1,400m | 109ha | | ① | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 尾花2号線 | 200m | 22ha | | ② | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 上河内尾花線 | 610m | 125ha | | ③ | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 沢線 | 1,500m | 57ha | | ④ | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 城山線 | 1,714m | 44ha | | ⑤ | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 三ツ峰線 | 2,145m | 108ha | | ⑥ | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 上戸口線 | 680m | 16ha | | ⑦ | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 巳ノ松線 | 665m | 24ha | | ⑧ | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | その他 | 上河内間地線 | 400m | 57ha | | ⑨ | |
| 計 | | | 9路線 | 9,314m | 562ha | | | |

・細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等、適切な規格・構造の路網整備を図ることとし、路網の規格・構造についての基本的な考え方としては、「森林作業道作設指針」「福井県森林作業道作設指針」に則り開設します。

(イ) その他必要な事項

該当なし

④ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) その他

該当なし

7 その他森林整備の方法に関し必要な事項

(1) 競争力のある林業事業体を育成

① 林業経営コンサルティングの活用により経営改善を推進するとともに、保有機械の改良や設備強化等により作業効率化や生産拡大を促進します。

②若者や女性が活躍できる就労環境を整備

安全装備の支援や労働安全講習会の開催により、従事者が安心して働く環境を整備するとともに、労務の流動化により通年雇用を確保します。

③ふくい林業カレッジ等による人材の確保

林業カレッジにおいて安全教育に対する強化や ICT 技術等の研修により、即戦力となる人材を確保・育成します。また、林業 PR・就業ガイドなど林業及び林業事業体の情報発信により人材を確保します。

④技術力のある人材を育成

施業集約化の核となる森林施業プランナー及び低コスト生産を行う林業従事者を育成するとともに、主伐の施業手法や ICT 技術など生産拡大や効率化につながる技術向上研修及び林業事業体同士での技術交流を推進します。

⑤地域に根差した経営意欲の高い自伐林家を育成

自伐林家（自伐型林業含む）が行う森林整備に必要な技術・知識の習得や労働安全に関する研修会及び木材利用や特用林産物の生産など森林資源を有効活用する取り組みを推進します。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

・高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進します。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとします。

また、民間企業等と連携し、作業システムの構築などを進めるものとします。

| 区分 | 機械作業システム | 主要機械 |
|-------------------------|----------|----------------------------|
| 大規模専業型 緩傾斜地～ 急傾斜地 | 高性能大型車両系 | ハーベスター プロセッサ フォワーダ |
| 大規模専業型 中傾斜地～ 急峻地 | 高性能大型架線系 | タワーヤーダ スイングヤーダ プロセッサ |

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

本市における素材の流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題です。このため、間伐を中心に伐採の計画的実行によりロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努めます。

また、林地残材等の有効利用や木質バイオマスの地域内利用を図るため、木質バイオマスボイラー等の導入による熱利用を推進します。

加えて、森林資源を有効に活用し、適切な森林管理につなげるため、福井県木材トレーサビリティ認証制度を活用するなど、合法伐採木材の流通促進を図るとともに、製材工場との連携等により木材加工流通体制の強化を通じて県産材の利用拡大を推進するものとします。

(4) その他必要な事項

①針広混交林化に関する事項

○針広混交林化に関する基本的事項

奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のための継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導していきます。

○針広混交林化の方法

針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状（横列）、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とした広葉樹の導入育成を図ります。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状（横列）、群状（モザイク状）伐採を基本とします。また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるように、次の事項に留意していきます。

ア) 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断します。

イ) 更新補助作業

必要に応じ、造林技術基準で定める地表搔き起こしを行います。

ウ) 更新完了基準

伐採後 5 年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ります。

- ② 林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。また、自伐林家や地域住民、NPO 等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進します。

第4 森林の保護に関する事項

- 1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
 - 3 その他森林の保護に関する事項
-

1 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の①及び②のとおり定めます。

①区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータや県の調査及び市が独自に把握している情報等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を定めます。

②鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情や森林の被害状況に応じ単独で又は組み合わせて実施するものとします。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行なながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、箱わな等）の実施

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域（林班） | 面積 |
|---------|---|-----------|
| ニホンジカ | 001～007、010～024、026～028、030、031、038～053、056～065 | 2346.25ha |

（2）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内（ニホンジカ）において、人工植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査又は現地調査等により確認します（森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定件者が確認する。）。

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとします。

2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

（1）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫被害の防止については、被害の実態を適確に把握し、被害の終息に向かた適切な措置を講ずることとします。

① 松くい虫被害対策

森林病害虫等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施し、松くい虫被害地については、福井県が開発した抵抗性アカマツを活用し、松くい虫被害地の復旧を進めることとします。

[対策対象松林と防除手法]

| | 松林区分 | 防除手法 | 備考 |
|------|----------|--|----|
| 保全松林 | 高度公益機能森林 | 地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。 | |
| | 地区保全森林 | 高度公益機能森林に準じて防除を実施する。 | |

② ナラ枯れ被害対策

森林病害虫等防除法に基づき、自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとします。

（2）その他

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者へ森林病害虫に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、適確な被害状況の把握に努め、森林病害虫防除の円滑な実行を確保するものとします。

（3）鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカなどの鳥獣害の防止については、被害対策、個体数管理、生息地対策を総合的に推進します。

具体的には、人工林における剥皮被害等の予防や間伐等の森林管理と防除策設置を兼ねた管理道の設置、奥山における針広混交林化を進めることとします。

(4) 林野火災の予防の方法

近年、森林レクリエーションや山菜採取等で森林への入り込み者が増加しており、それに伴って山火事の危険性が増大しています。そこで山火事防止意識の普及啓蒙のため、標識類の設置やマスコミを通じた広報活動等を積極的に推進するものとします。

(5) 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

鯖江市の森林又は森林の周囲 1 km の範囲にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手続により適正に実施します。

(6) その他必要な事項

下記に掲げる森林は、病虫害の被害を受けており、今後の成長が期待されず、被害の拡大も予想されるため、早期に伐採を行なうものとします。

〔病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分〕

| 森 林 の 区 域 | 備 考 |
|-------------|-------------------------------------|
| (鯖江市) | |
| 林班027～林班028 | |
| 林班033～林班045 | |
| 林班063～林班064 | 病虫害の各被害に応じた 伐採方法、更新方法など を行うこと |

3 その他森林の保護に関する事項

(1) 森林の土地売買の監視に関する事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっています。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林を所有した場合、無許可や無届の伐採、産業廃棄物不法投棄、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じる恐れがあります。

このため、特にダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適切な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとします。

(2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の保全に十分留意するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工、排水施設等土砂の崩壊、流出防止の施設を設けるなど、適切な保全措置を講ずるものとします。

加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域内で盛土等を行う際には、技術的基準を順守させるなど、災害の未然防止に努めるものとします。

第5 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
-

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向から見て、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適當であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

[保健機能森林の区域]

| 森 林 の 所 在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | |
|------------|--------|---------------|-------------|-------------|------------|------------|---------|-----|
| 位 置 | 林 小 班 | 合 計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | そ の 他 | 備 考 |
| 鯖 江 西 部 | 1 林班 | ha 29.18 | ha 13.66 | ha 12.05 | ha 0.65 | ha 2.82 | ha — | |
| ラボー ゼ周辺 | 5 5 林班 | 104.7 | 90.92 | 13.75 | 0.03 | — | — | |
| 鯖 江 中 部 | 6 5 林班 | 36.13 | 18.79 | 16.79 | — | 0.55 | — | |
| 合 計 | | 170.01 | 123.37 | 42.59 | 0.68 | 3.37 | — | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮して、択伐施業、特定広葉樹の育成施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致、景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図っていきます。

[造林、保育、伐採その他の施業の方法]

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|---|
| 造林 | 伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行なうこととし、2年以内に更新を完了するものとします。 |
| 植栽 | 植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。 |
| 伐採 | 択伐を原則とします。 |
| 保育 | 景観の向上に資するよう必要に応じてササの刈り払いを行なうものとします。 |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備については、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から整備を行うものとします。

(1) 森林保健施設の整備

[森林保健施設の整備]

| 施設の整備 | |
|-----------------|--|
| ① 整備することが望ましい施設 | <ul style="list-style-type: none">・管理施設、キャンプ場、防火施設、林間広場、林道、作業道、遊歩道及びこれに類する施設 |
| ② 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とともに、切土、盛土を最小限とする配置をすること。・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行なうこと。 |

(2) 立木の期待平均樹高

[立木の期待平均樹高]

| 樹種 | 期待平均樹高 (m) | 備考 |
|---------|------------|----|
| スギ | 20 | |
| ヒノキ | 18 | |
| マツ | 18 | |
| ケヤキ・クヌギ | 8 | |
| その他広葉樹 | 8 | |

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全、交通の確保に留意します。

第6 その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 その他必要な事項
-

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
森林法施工規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次の通り定めるものとします。

| 区域 | 大字 | 林班 | 面積 | 林班数 |
|-----|--------------|-------------------------|-------|-----|
| 石生谷 | 7:ウルシハラ | 1 | | 1 |
| | 9:イショウダニ | 2 3 4 | | 3 |
| | 8:ワダ | 5 6 | | 2 |
| | 17:ニシオオイ | 7 | | 1 |
| | 12:ヨネオカ | 9 | | 1 |
| | 13:ヨシエ | 10 | | 1 |
| | 14:ニシパン | 8 | | 1 |
| | 32:カワシマ | 60 | | 1 |
| | 10:ナカノ | 61 62 | | 2 |
| | 11:シモンジョウ | 63 64 | | 2 |
| | 3:チョウセンジ | 65 | | 1 |
| | 2:コグロチョウ | 66 | | 1 |
| | 合計 | | 641.1 | 17 |
| 上戸口 | 24:ヨシタニ | 11 | | 1 |
| | 23:シホウタニ | 12 | | 1 |
| | 22:ナオイ | 13 | | 1 |
| | 21:ダイショウジ | 14 | | 1 |
| | 20:オオノ | 15 | | 1 |
| | 19:ベッショ | 16 17 18 | | 3 |
| | 18:オツサカコンボク | 19 | | 1 |
| | 31:イソベ | 20 | | 1 |
| | 26:トノクチ | 29 | | 1 |
| | 27:ナカトノクチ | 21 28 | | 2 |
| | 28:カミトノクチ | 22 23 24 25 26 27 | | 6 |
| | 合計 | | 904.2 | 19 |
| 上河内 | 33:ベッシ | 30 59 | | 2 |
| | 34:カワダ | 31 | | 1 |
| | 45:ニシブクロ | 32 33 34 35 | | 4 |
| | 37:カナダニ | 36 37 38 39 | | 4 |
| | 40:ジチュウ | 40 41 | | 2 |
| | 41:オバナ | 42 43 44 45 46 | | 5 |
| | 43:サワ | 47 56 | | 2 |
| | 44:カミコウチ | 48 49 50 51 52 53 54 55 | | 8 |
| | 39:ヒガシシミズチョウ | 57 | | 1 |
| | 36:アソウダ | 58 | | 1 |
| | 合計 | | 1588 | 30 |

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとします。

○森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

(ア) 第4の2の(3)の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(イ) 第4の4の(1)公益的機能別施業森林の施業方法

(ウ) 第4の5の(3)の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第4の6の(3)の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(エ) 第5の森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地場産業である越前漆器や河和田スギを活用して、特用林産物であるウルシの身近な生活用品や、伝統工芸士の手仕事の技、本物の木のよさに触れる工房体験など産業観光とのコラボレーションを企画して、鯖江独自の木育活動を根ざしていきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林の総合利用施設の整備計画は次のとおりとします。

[森林の総合利用施設の整備状況]

| 施設の種類 | 現状(参考) | | (将来) | | 対図番号 |
|---------|--------|------------------------------------|-------|------------------------------------|------|
| | 位置 | 規模 | 位置 | 規模 | |
| 尾花キャンプ場 | 尾花町殿上 | 10,405m ² 管理棟、炊事場、便所 | 尾花町殿上 | 10,405m ² 管理棟、炊事場、便所 | ① |

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

山際集落では、鳥獣被害対策のための緩衝帯や電気柵が整備されており、集落ぐるみの活動が展開されているため、引き続き山ぎわの管理歩道の整備、緩衝帯の維持管理などを、地縁団体の地道な活動に市民活動団体の参加をマッチングすること

により、持続的で継続的な森林資源の活用と山際空間の利用のプログラムづくりをすすめて行きます。

河和田地区の尾花キャンプ場から薄墨桜、桃源清水、三場坂清水、ラポーゼかわだ木遊館にかけては、回遊性の林道が整備されており、森林整備も進んでいることから、グリーンツーリズムとしての森林利用をすすめていきます。

このほか、越前カンタケの学校での栽培や、家庭での栽培普及をし、森林資源を身近に感じられるような市民参加の機会を作ります。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

市内に唯一源流を持つ河和田川の上流において、桃源清水が整備されており、森林の多面的機能を学習する上で絶好のロケーションとなっています。流域住民が森づくりに参加できるようなプログラムづくりをすすめます。また、水道水の水源地である南越前町広野ダム周辺の森林について感心を深めてもらえるよう、日野川流域のネットワークに参加をすすめて行きます。

(3) 森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

6 その他必要な事項

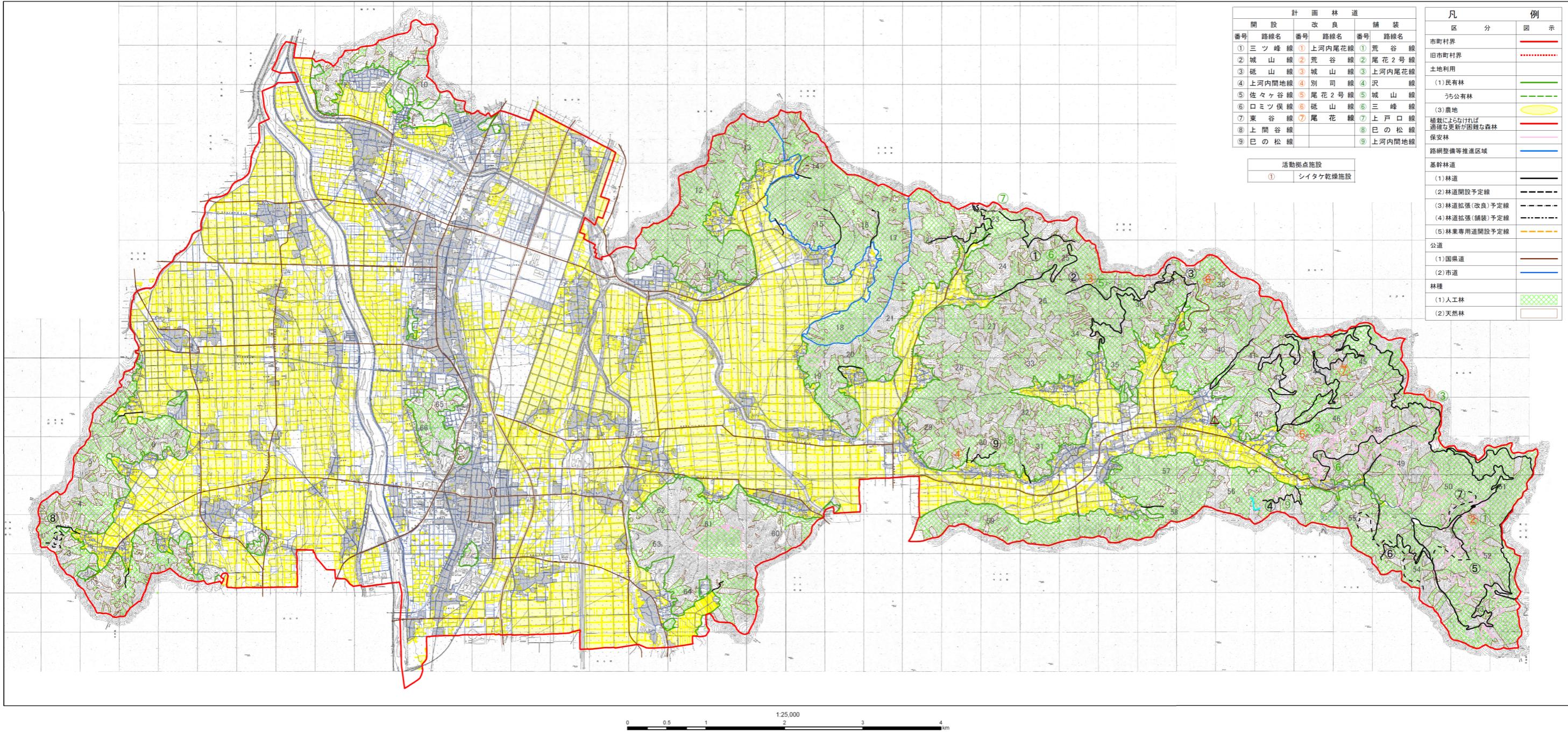
(1) 保安林その他制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って、施業を実施するものとします。

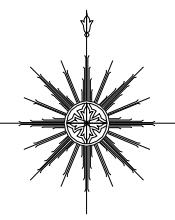
■ 付属資料

鯖江市森林整備計画概要図

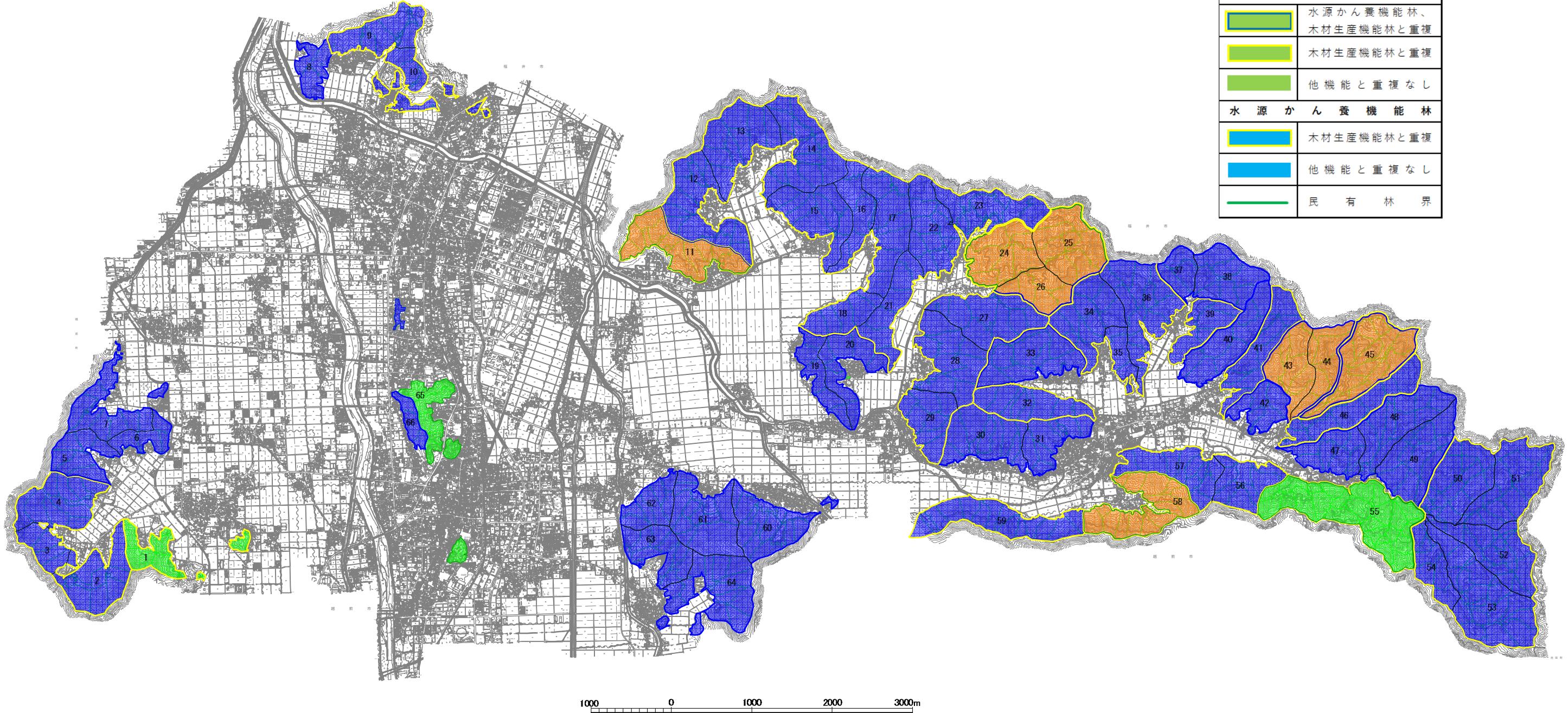
鯖江市森林整備計画概要図

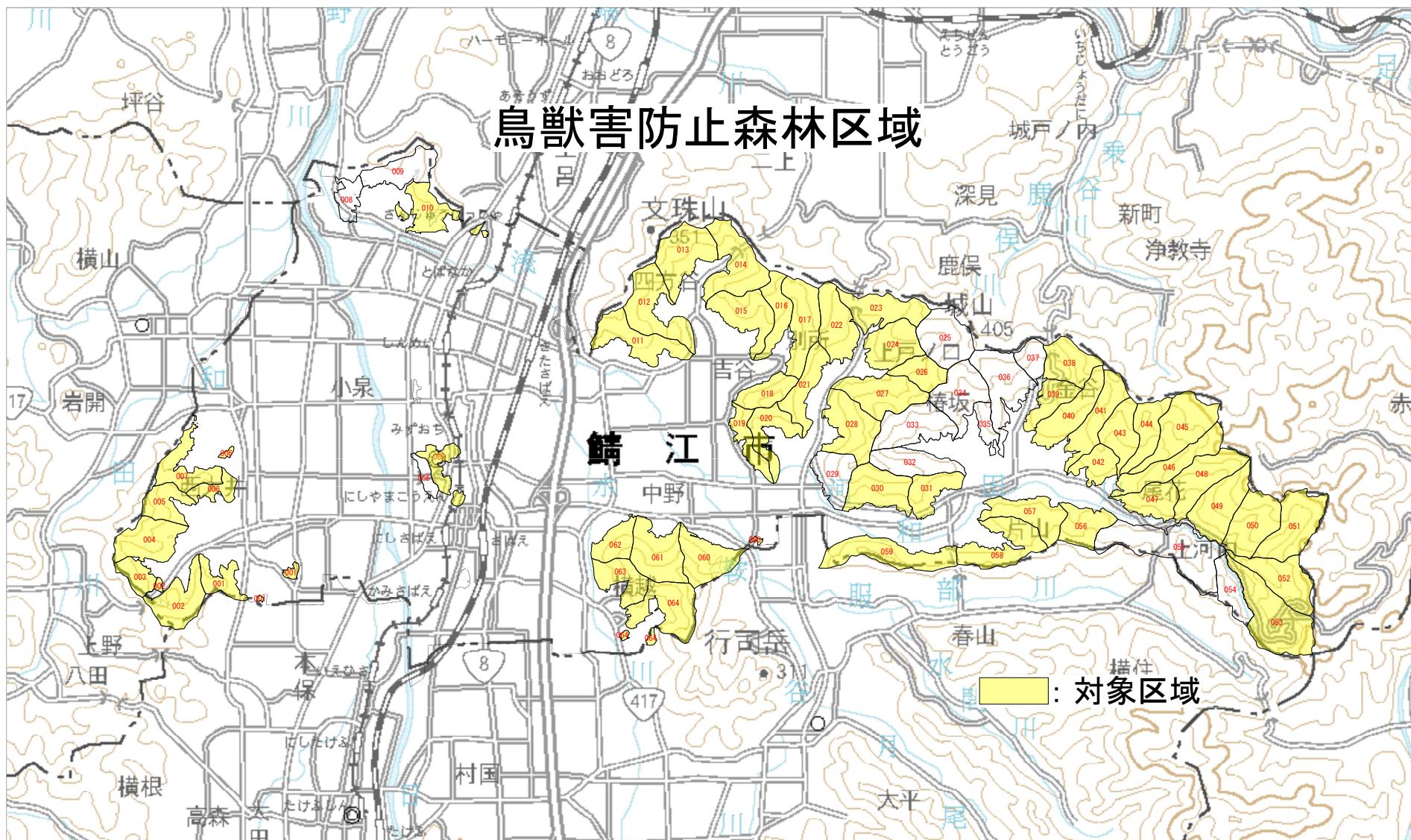


鯖江市森林整備計画概要図（ゾーニング図）



| 凡 例 | |
|-------------------|---------------------|
| 山 地 災 害 防 止 機 能 林 | 水源かん養機能林、木材生産機能林と重複 |
| | 水源かん養機能林と重複 |
| 保 健 文 化 機 能 林 | 水源かん養機能林、木材生産機能林と重複 |
| | 木材生産機能林と重複 |
| | 他 機 能 と 重 複 な し |
| 水 源 か ん 養 機 能 林 | 木材生産機能林と重複 |
| | 他 機 能 と 重 複 な し |
| 民 有 林 界 | |





鯖江市森づくり計画
(鯖江市森林整備計画変更計画書)

令和3年4月1日～令和13年3月31日

発行／鯖江市

編集／鯖江市都市整備部 土木課

〒916-8666

福井県鯖江市西山町13番1号

電話：0778-53-2235 FAX：0778-51-8159

E-mail:SC-Doboku@city.sabae.lg.jp



鯖江市の花・木・鳥
つつじ・さくら・おしどり